



平成 27 年 4 月 15 日

各 位

東 京 都 千 代 田 区 麴 町 三 丁 目 2 番 4 号
会 社 名 株 式 会 社 ス リ ー ・ デ ィ ー ・ マ ト リ ッ ク ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 村 健 太 郎
(コード番号：7777)
問 合 せ 先 取 締 役 新 井 友 行
電 話 番 号 03 (3511)3440

自己組織化ペプチド技術の『創傷治癒・皮膚再建材』に関する 欧州での特許取得のお知らせ

当社が出願しておりました自己組織化ペプチド技術について、創傷治癒・皮膚再建材への適用に関する特許が欧州（EU 圏）にて成立いたしましたので、お知らせいたします。

- 【発明の名称】 創傷治癒・皮膚再建材
- 【特許番号】 EP2229960
- 【特許権者】 株式会社スリー・ディー・マトリックス

本特許は、自己組織化ペプチドによる創傷治癒・皮膚再建に関する特許で、自己組織化ペプチドを創傷部へ塗布することで、治癒後に瘢痕（正常の皮膚の状態より機能に劣った状態）を残さず、患部の美観が損なわれない有用性が示されております。また本特許は、当社にて開発を進めている創傷治癒材（TDM-511）を欧州にて展開する際に、当社の権利を保護するものに位置づけられます。

現在の熱傷や皮膚欠損などの創傷の治療において、創傷治癒部の瘢痕化の抑制が課題となっており、瘢痕化の抑制技術が確立された際には、患者の Quality of Life (QOL) に貢献することが可能となります。一般的に、真皮層にまで達するような深い創傷では治癒後に瘢痕が残りやすいことが知られており、現在も様々な創傷治癒材や治療方法の開発が進められております。本特許に示された自己組織化ペプチドによる創傷治癒・皮膚再建法は、創傷治癒部の美観を損なわない治療手段の一つになり得る可能性があり、患者の QOL に貢献することが期待できるものです。

当社は今後も本特許を活用して再生医療領域での研究開発を進めてまいります。
なお、現段階においては、本件による本年度以降の業績予想への影響はありません。

以 上